

伊勢崎市し尿処理施設個別施設計画

令和3年3月

伊勢崎市

目次

第1章 計画策定の目的.....	1
第2章 計画期間、対象施設.....	1
1 計画期間.....	1
2 対象施設.....	1
第3章 現状と課題.....	2
1 現状.....	2
2 課題.....	3
第4章 対策の優先順位の考え方.....	4
第5章 個別施設の状態等.....	5
第6章 対策内容、実施時期、費用.....	7
第7章 今後の対応方針.....	10

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、し尿処理施設について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定するものです。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和27年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ①短期：令和3年度（策定翌年度）から令和6年度（4年間）
- ②中期：令和7～11年度（5年間）
- ③長期：令和12～27年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有するし尿処理施設のうち、規模の小さな建物（50㎡未満のもの）を除いた建物を対象とします。

第3章 現状と課題

1 現状

伊勢崎市の生活排水処理の形態は下水道接続、集落排水施設接続、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取りとなっています。その中で本計画では合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取りを処理するし尿処理施設を対象としています。

し尿処理施設とは、本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設であり、現在は茂呂クリーンセンターと境クリーンセンターの2施設で処理を行っています。赤堀環境センターは施設管理の効率化や維持管理費縮減のため、茂呂クリーンセンターに処理機能は統合されており、境クリーンセンターも処理機能の統合を予定しています。

本市が所有するし尿処理施設は、関係施設も含め令和元年度末において、3施設9棟、総延床面積は5,543.2㎡となっています。このうち、本計画で対象とする施設は、小規模のもの(50㎡未満のもの)を除いた3施設7棟、総延床面積は5,475.7㎡です。

また、建築後の経過年数をみると、茂呂クリーンセンターの処理棟、管理棟及び車庫は、平成8年に建築され、建築後24年が経過しています。

赤堀環境センターの処理棟及び車庫は、平成4年に建築され、建築後28年が経過しています。

境クリーンセンターの処理棟及び管理棟は、昭和60年に建築され、建築後35年が経過しています。

2 課題

老朽化の進んでいる施設で大規模改修の実績がない建物や設備については、効果的な改修を行うことにより、長寿命化を進めて更新費用の縮減を図る必要があります。境クリーンセンターは建物や設備が老朽化し、修繕等維持管理費縮減のため茂呂クリーンセンターへ処理機能の統合を検討する必要があります。

建物の改修や更新の際にはバリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入についても検討するとともに、民間活力の活用等についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図る必要があります。

地区	施設名	棟名称等	延床面積 (㎡)	建築年度	大規模改 修年度	経過 年数
茂呂	茂呂クリーンセンター	処理棟	2,562.97	平成7年度	-	24
		管理棟	572.80	平成7年度	-	24
		車庫	86.63	平成7年度	-	24
赤堀	赤堀環境センター	処理棟	941.60	平成3年度	-	28
		車庫	55.05	平成3年度	-	28
境	境クリーンセンター	処理棟	999.58	昭和59年度	-	35
		管理棟	257.07	昭和59年度	-	35

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、棟ごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

棟ごとの重要性については、設置の目的や用途、建物や設備の状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物（棟）
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物（棟）
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではない建物（棟）

老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、30年未満の建物
- B…建築後または大規模改修後、30年以上60年未満の建物
- C…建築後または大規模改修後、60年以上の建物

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は老朽化度が高い建物から優先的に対策を講じます。また、重要性がBの建物は老朽化度を考慮のうえ他との統合や複合化を含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえでし尿処理施設について、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものです。

・茂呂クリーンセンター

処理棟は、し尿・浄化槽汚泥を処理する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が24年のため老朽化度はAとなっています。

管理棟は、茂呂クリーンセンターを管理する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が24年のため老朽化度はAとなっています。

車庫は、茂呂クリーンセンターの車両を保管する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が24年のため老朽化度はAとなっています。

施設名称	茂呂クリーンセンター		
棟名称	処理棟	管理棟	車庫
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	2,562.97 m ²	572.8 m ²	86.63 m ²
建築年月	平成8年2月	平成8年2月	平成8年2月
経過年数	24年	24年	24年
法定耐用年数	38年	50年	31年
大規模改修年月	-	-	-
劣化・損傷	-	-	-
重要性	A	A	A
老朽化度	A	A	A

・赤堀環境センター

処理棟及び車庫は、茂呂クリーンセンターへ機能統合済みのため、重要性はCとなっています。また、建築後の経過年数が28年のため老朽化度はAとなっています。

施設名称	赤堀環境センター	
棟名称	処理棟	車庫
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	941.6 m ²	55.05 m ²
建築年月	平成4年3月	平成4年3月
経過年数	28年	28年
法定耐用年数	38年	31年
劣化・損傷	-	-
重要性	C	C
老朽化度	A	A

・境クリーンセンター

処理棟及び管理棟は、設備改修等の見直しの観点から、重要性はBとなっています。また、建築後の経過年数が35年のため老朽化度はBとなっています。

施設名称	境クリーンセンター	
棟名称	処理棟	管理棟
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
延床面積	999.58 m ²	257.07 m ²
建築年月	昭和60年3月	昭和60年3月
経過年数	35年	35年
法定耐用年数	38年	50年
劣化・損傷	-	-
重要性	B	B
老朽化度	B	B

第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の施設の対策内容や実施時期、及び対策費用について棟ごとに示します。また、対策内容については以下のとおりとします。

	更新の考え方
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物や設備の劣化等の状態を踏まえたうえで、大規模改修の必要がある場合に採用します。 大規模改修後の使用目標年数は15年とします。
統合	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物や設備の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の建物や設備が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、類似施設と機能集約する場合に採用します。
修繕	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物や設備の劣化等の状態を踏まえたうえで、建物や設備の修繕の必要がある場合に採用します。
取壊し	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、用途変更や譲渡・売却、貸付ができない場合に採用します。

【茂呂クリーンセンター】

処理棟は、平成8年2月に建設し、建設後24年経過しています。設備については随時修繕を計画し、中期以降の大規模改修などの検討を行います。また、建屋については建設後38年経過する令和15年度以降に大規模改修を検討します。

管理棟は、平成8年2月に建設し、建設後24年経過しています。建設後50年経過する令和27年度以降に大規模改修を検討します。

車庫は、平成8年2月に建設し、建設後24年経過しています。建設後38年経過する令和15年度以降に大規模改修を検討します。

棟名称	建築年月	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期 (R2~R6) 対策費用 (千円)	中期 (R7~R11) 対策費用 (千円)	長期 (R12~R27) 対策費用 (千円)		
処理棟	平成8年 2月	2,562.97	A	A	修繕 (設備) 283,180	大規模改修・修繕 (設備) 2,312,472	大規模改修(建屋)・ 修繕(設備) 1,072,594	2,562.97	3,668,246
管理棟	平成8年 2月	572.8	A	A			大規模改修 114,560	572.8	114,560
車庫	平成8年 2月	86.63	A	A			大規模改修 17,326	86.63	17,326

【赤堀環境センター】

処理棟及び車庫は、平成4年3月に建設し、建設後28年経過しています。設備については茂呂クリーンセンターに処理機能を統合済みのため、建屋については有効活用を検討し、当面は現状のまま維持し、将来的には取壊しの検討を行います。

棟名称	建築年月	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期 (R2~R6) 対策費用 (千円)	中期 (R7~R11) 対策費用 (千円)	長期 (R12~R27) 対策費用 (千円)		
処理棟	平成4年 3月	941.6	C	A			取壊し	0	-
車庫	平成4年 3月	55.05	C	A			取壊し	0	-

【境クリーンセンター】

処理棟及び管理棟は、昭和60年3月に建設し、建設後35年経過しています。設備については随時修繕を計画し、中期以降の茂呂クリーンセンターへの処理機能統合の検討を行います。建屋については、有効活用の検討を行います。

棟名称	建築年月	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期 (R2~R6) 対策費用 (千円)	中期 (R7~R11) 対策費用 (千円)	長期 (R12~R27) 対策費用 (千円)		
処理棟	昭和60年 3月	999.58	B	B	修繕(設備) 83,860	修繕・統合(設備) 21,500		999.58	105,360
管理棟	昭和60年 3月	257.07	B	B				257.07	-

※設備の大規模改修費用はコンサルタント試算、建屋の大規模改修費用は「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」に示されている総務省の公共施設等更新費試算の単価（大規模改修 20万円/㎡）を参考に試算しています。

※修繕費用については、過去の類似案件の実績から試算しています。

※取壊しの場合、取壊し費用は計上していません。

第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和27年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別及び地区別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性が低い建物については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。その一方で、汚水処理施設である伊勢崎浄化センターでの共同処理を進め、これに基づいた効率的な処理形態も検討していきます。
- ・建替え、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入についても検討するとともに、民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市し尿処理施設個別施設計画
令和3年3月策定

本計画策定課

環境部環境政策課

電話：0270-27-2732（ダイヤルイン）

茂呂クリーンセンター

電話：0270-32-2558（ダイヤルイン）